



# 国民年金のおはなし



うわじま牛鬼 © カナヘイ



ご自身の加入している  
年金をご存じですか



日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務付けられています。みなさんの保険料は、現在の受給者の年金にあてられ、将来は現役世代の保険料に支えられて「基礎年金」という共通の年金が受けられる仕組みです。



## ■被保険者の種類

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納めかたにより三つの種類に分かれています。自分は第何号被保険者なのか覚えておき、被保険者の種類が変わるときは、必ず届け出ましょう。



**農業・漁業・自営業・学生など**  
被保険者の種類：第1号被保険者  
保険料：送付される納付書により納めます  
受けられる年金：国民年金（基礎年金）



届出が必要なとき	変更後の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先



**会社員・公務員**  
被保険者の種類：第2号被保険者  
保険料：年金制度の保険料が給料などから差し引かれています。国民年金保険料を別に納める必要はありません  
受けられる年金：厚生年金や共済年金＋国民年金（基礎年金）



届出が必要なとき	変更後の種別	届出先
退職した	第1号被保険者	市区町村
退職しすぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先



**会社員・公務員に扶養されている配偶者**  
被保険者の種類：第3号被保険者  
保険料：自分で納める必要はありませんが、配偶者の勤務先へ第3号被保険者の届け出が必要  
受けられる年金：国民年金（基礎年金）



届出が必要なとき	変更後の種別	届出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	市区町村
配偶者が退職して第1号被保険者になった	第1号被保険者	市区町村
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

## ちょっと小断

退職などにより第2号被保険者でなくなった場合は、国民年金への加入手続きが必要になります。また、扶養配偶者がいる場合は、その配偶者も第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要になります。社会保険喪失にともなう国民健康保険の加入手続きと一緒に、市役所で行ってください。



**【問合先】**  
月～金（祝日をのぞく）  
午前8時30分～午後5時15分

宇和島年金事務所  
代表 ☎22 - 5440

宇和島市役所 市民課  
国民年金係 ☎24 - 1111  
内線2133